

別府市役所庁舎中庭（市民ひろば）の利用要領

別府市役所庁舎中庭（市民ひろば）は、市民及び市役所来庁者の憩いと交流を促進するとともに、別府公園等との一体化計画として整備されました。

ひろばの使用については、魅力的な空間づくりのため、広場が整備された趣旨および本利用要領の内容をご理解いただきますようお願いいたします。

1. 利用場所

別府市上野口町1番15号

別府市役所富士見通側中庭の一部

2. 利用できる日

発表会及びイベント等：原則、毎日利用可能

飲食物及び物品の販売：市役所開庁日

3. 利用できる時間

発表会及びイベント等：8時30分～21時

飲食物及び物品の販売：10時30分～14時

4. 利用料金

原則無料

5. 貸出備品等について

電源（コンセント3箇所）、水道、音響設備、長机（10台）が利用可能です。利用方法等は職員にご確認ください。

6. ひろばの使用に関する条件

I 音楽を用いるイベント

- ・事前に相談してください。
- ・市役所庁舎内の業務に支障をきたす場合や、市民や近隣住民からの苦情が寄せられた場合は、直ちに使用を停止するとともに、職員の指示に従ってください。

II 調理行為（飲食物販売を含む）

- ・内容について必ず大分県東部保健所（電話：0977-67-2511）に事前相談し、「食品衛生法に基づく営業許可」等必要な許可を取得するとともに「生産物賠償責任保険」等に加入してください。
- ・ひろばでの飲食が予想される場合、ごみ箱を設置してください。

- ・ 個体燃料・ 気体燃料を使用する場合、消火器を持参してください。

7. 禁止事項

- ・ 入場料等を徴収するイベント
- ・ 発電機の使用
- ・ 政治活動、宗教活動、その他これに類する行為
- ・ 庁舎管理上、支障をきたす恐れがあるもの
- ・ 暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員による使用

8. 搬入搬出について

ひろば内を車で移動する際は、一般利用者を優先し事故などに注意してください。

9. 原状回復について

- ・ 使用後は原状回復（ゴミの持ち帰り、清掃、備品の返却等）をしてください。
- ・ 市役所設備を破損した場合、すみやかに報告してください。（修繕代金を請求する場合があります。）

10. 応募手続き

- ・ 出店（演）申込書を郵送、持参、ファックス、電子メール等で提出してください。
- ・ 飲食物を販売する場合は、「食品衛生法に基づく営業許可証」及び「生産物賠償責任保険」の写しを提出してください。

11. お問い合わせ

別府市役所 総務課管財係

TEL : 0977-21-1118

Fax : 0977-21-3099

Mail : zai 【@】 city.beppu.lg.jp